

## Tax Alert: 最近の税務通達

2017年3月31日



**Grant Thornton Cambodia** は国際的な会計事務所であるグラント・ソントンのカンボジアにおけるメンバーファームです。今回のニュースレターでは、税務に関する最新情報をご案内申し上げます。

### 1. 給与所得税における税率及び扶養控除額の変更

2016年12月27日、経済財政省（The Ministry of Economy and Finance）は、所得税率及び居住者の扶養控除額の変更に関する通達 No.017/MEF.GDT を公布しました。主な内容は以下のとおりとなります。

- 1) 企業、政府組織などの居住納税義務者は、2017年1月より以下の新しい税率表にしたがって、毎月居住従業員の給与所得税（Tax on salary）を源泉徴収し、納税しなければならない。給与所得税は、翌月20日までに申告納税する必要がある。

| 月次給与（単位：リエル）           | 税率  |
|------------------------|-----|
| 0 ~ 1,000,000          | 0%  |
| 1,000,001 ~ 1,500,000  | 5%  |
| 1,500,001 ~ 8,500,000  | 10% |
| 8,500,001 ~ 12,500,000 | 15% |
| 12,500,001 ~           | 20% |

- 2) 児童又は配偶者を扶養する納税者の生活水準向上のため、扶養控除の金額を各被扶養者につき月額75,000リエルから150,000リエルに増額する。

- 3) 税額の計算は、以下のとおり行なう。

- a) 「給与（Salary）」は、従業員に支払われた給料、報酬、賃金、賞与、時間外手当、補償

及び従業員の労働活動に対し直接的間接的に支払われる福利厚生 (Fringe benefit) を含む (租税法 42 条)。

- b) 2016 年 10 月 6 日公布の通達 No.001-福利厚生に対する課税-に規定された、労働活動のために受け取る福利厚生は給与所得税の算定から除外することが認められ、またFRINGE BENEFIT 課税の対象とはならない。
- c) 居住納税者の給与所得税算定にあたり、上記 b)を除いた基準給与から扶養控除金額を差し引き、対象税率を乗じた金額から月次の税額控除を差し引いた金額が納税額となる。
- d) 月次の税額控除額は以下のとおりである。

| 月次給与 (単位 : リエル)        | 税率  | 税額控除      |
|------------------------|-----|-----------|
| 0 ~ 1,000,000          | 0%  | 0         |
| 1,000,001 ~ 1,500,000  | 5%  | 50,000    |
| 1,500,001 ~ 8,500,000  | 10% | 125,000   |
| 8,500,001 ~ 12,500,000 | 15% | 550,000   |
| 12,500,001 ~           | 20% | 1,175,000 |

## 2. 毎月の申告納税期限の変更

2017 年 1 月 16 日に公表された省令 (Prakas) No.1539 に関連し、カンボジア租税総局 (the General Department of Taxation : GDT) は、通達 No.931/GDT を公布しました。この通達は、毎月の税務申告及び納税期限について詳細な情報を提供するものです。

- 1) 以下の税務申告書を翌月 20 日以内に提出しなければならない。
  - ・前払事業所得税 (Prepayment of profit tax)
  - ・給与所得税 (Tax on salary)
  - ・源泉所得税 (General withholding tax)
  - ・付加価値税 (Value-added tax)
  - ・特定の商品・サービス税 (Specific tax on certain merchandise and services)
  - ・宿泊税 (Accommodation tax)
  - ・公共照明税 (Public lighting tax)
- 2) 上記の期日までに提出しない納税者は、ペナルティが課せられる。
- 3) 税金の支払いは既に済んでいるが、申告書を上記期日までに提出しない納税者についても、税法の適用を妨害したとみなされ、租税法 (the Law on Taxation) 128 条、133 条及び 136 条に規定するペナルティが課せられる。

### 3. 租税特赦 (Tax amnesty) の利用

2017 年 1 月 19 日、カンボジア王国政府は、租税特赦 (Tax amnesty) に関する通達 No.1219/GDT を公布しました。主な内容は以下のとおりとなります。

- 1) カンボジア租税総局 (GDT) は、全ての企業に対して、適切に申告されていない取引がある場合は、自発的に修正申告することを奨励する。
- 2) 経済財政省 (The Ministry of Economy and Finance) は、2017 年 4 月 1 日以前に自発的に過去 3 年に関する修正申告を行った企業に対して、租税特赦 (Tax amnesty) を与えることを決定した。
- 3) 特赦期間内は未払税額に対してペナルティ及び遅延利息を科されない。
- 4) 既に税務調査が進行中で、税務調査官が追徴すべき税額を検出している場合は、企業は当該租税特赦を利用することはできない。

### 4. 自発的に納税登録を行った中小企業に対する税務上の優遇措置

2017 年 2 月 7 日、カンボジア王国政府は閣僚会議令 (Sub-Decree) No.17/ANKr.BK を公布しました。この法令は、2017 年及び 18 年度中に自らカンボジア租税総局 (the General Department of Taxation : GDT) に登録した中小企業 (Small and medium enterprise: SMEs) に対して、税務上の優遇措置を付与するものであります。主な内容は以下のとおりとなります。

- a) 2017 年及び 18 年度中に自発的に納税事業者として登録した SMEs は、事業所得税 (Tax on profit : TOP) について、2 年間の免税措置を受ける。当該免税期間の開始時点は、以下のいずれか早い年度である。
  - ① 最初に収入が発生する年度
  - ② 税務登録日以前に収入を稼得している場合は、税務登録した年度
- b) 事業所得税 (TOP) 免税期間中は、事業所得税 (TOP) 及びミニマム税 (Minimum tax) の月次申告も免除される。
- c) 事業所得税 (TOP) 免税期間終了後は、租税法 (Law on Taxation) に規定された事業所得税 (TOP) 及びミニマム税の税率に従う。
- d) 期日までに登録しなかった SMEs は、上記の税優遇を受けることはできない。

- e) 既に SMEs のカテゴリーで登録している会社は現在の租税法に従い、TOP その他の税に関する税務申告書を作成する必要がある。
- f) 登録を怠った SMEs は税法の適用を妨害したとみなされ、租税法 128 条～136 条に規定されたペナルティが適用される。

## 5. 2016 年度事業所得税の申告納税、租税特赦申告、監査済財務諸表提出期限の延長

2017 年 3 月 31 日、カンボジア租税総局（GDT）は通達 No.5517/GDT を公布しました。当該通達では、自発的な修正申告に対する租税特赦（通達 No.1219、2017 年 1 月 19 日公布）の期限延長及び会計監査が終了していない企業からの要請を受けた監査済財務諸表の提出期限の延長を認めるものです。主な内容は以下のとおりとなります。

- 1) 2016 年 12 月 31 日末事業年度に関する事業所得税の申告納税期限を 2017 年 4 月 30 日に延長する。
- 2) 自発的に修正申告する企業に対する租税特赦についての申告期限を、2017 年 4 月 30 日に延長する。
- 3) 監査済財務諸表の提出期限を 6 月 30 日に延長する。

以上

## Contact

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成されており、不正確または不完全な情報、及びGrant Thornton (Cambodia) Limitedの正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton (Cambodia) Limited は責任を負いません。ニュースレターの情報を利用する必要がある場合、または Grant Thornton (Cambodia) Limited からご支援が必要な場合は、弊社の専門家へご連絡いただけますよう、よろしくお願い致します。

## Grant Thornton (Cambodia) Limited (プノンペン)

20<sup>th</sup> Floor, Canadia Tower, 315 Preah Ang Duong Street, Sangkat, Wat Phnom, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Kingdom of Cambodia

T: +855 23 966 520

E: [info@kh.gt.com](mailto:info@kh.gt.com)

W: <http://www.grantthornton.com.kh>



Ronald C. Almera

CEO & Partner

Tel: +855 23 966 521

Email: [Ronald.Almera@kh.gt.com](mailto:Ronald.Almera@kh.gt.com)



島本 了太 (Ryota Shimamoto)

公認会計士 (日本、米国)

Japan Desk – Director

Tel: +60 17 351 1446

Email: [ryota.shimamoto@jp.gt.com](mailto:ryota.shimamoto@jp.gt.com)